

国指定仙台海浜鳥獣保護区
広浦特別保護地区計画書
【指定】

（環境省案）

令和 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

広浦特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

仙台海浜鳥獣保護区のうち、宮城県名取市の名取川水系南貞山運河東側護岸法尻と名取市道台林広浦線道路北側との交点を起点として、同所から同道路を北西に進み同運河西側護岸法尻との交点に至り、同所から同運河西側護岸法尻を北東に進み増田川右岸護岸法尻との交点に至り、同所から同所と名取川水系中貞山運河西側護岸法尻南端を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から同運河西側護岸法尻を北東に進み名取市道小塚原中央線道路南側との交点に至り、同所から同道路を北東に進み同運河東側護岸法尻との交点に至り、同所から同運河護岸法尻を南西に進み増田川左岸堤防堤外側法尻との交点に至り、同所から同堤防堤外側法尻を北東に進み護岸法尻との交点に至り、同所から同護岸法尻を北東に進み船揚場法尻との交点に至り、同所から同船揚場法尻を南東に進み係船護岸法尻との交点に至り、同所から同係船護岸法尻を北東に進み護岸法尻との交点に至り、同所から同護岸法尻を南東に進み広浦橋との交点に至り、同所から同橋を南東に進み護岸法尻との交点に至り、同所から同護岸法尻を南西に進み係船護岸法尻との交点に至り、同所から同係船護岸法尻を南西に進み同係船護岸法尻南端に至り、同所から広浦民有林 508 林班及び 509 林班西側外周を南西に進み増田川右岸護岸法尻との交点に至り、同所から同護岸法尻を南西に進み同民有林 513 林班北端に至り、同所から同民有林 513 林班及び 518 林班西側外周を南西に進み同民有林 518 林班北西端に至り、同所から同所と同民有林 501 林班東南端を結ぶ直線を南西に進み同民有林 501 林班東南端に至り、同所から同民有林 501 林班北側外周を北西に進み同民有林北端に至り、同所から同所と国有林宮城南部森林計画区 89 林班イ小班北端を結ぶ直線を南西に進み同所に至り、同所から同林班西側外周を南西に進み名取川水系南貞山運河東側水際部との交点に至り、同所から同運河東側水際部を南西に進み同運河東側護岸法尻との交点に至り、同所から同運河東側護岸法尻を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 9（2027）年 4 月 1 日から令和 28（2046）年 10 月 31 日まで（19 年 7 か月間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

仙台海浜鳥獣保護区は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、絶滅危惧Ⅱ類のハマシギ等のシギ・チドリ類及び絶滅危惧Ⅱ類のキンクロハジロ等のガンカモ類を始め、多くの水鳥類の生息地となっているほか、塩性植物群落及び湿性植物群落の発達が見られ、希少な動植物の生息地及び生育地になって

いる。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、名取市の北部を流れる増田川河口と川内沢川放水路、八間堀、南貞山運河が流入する広浦地区には、干潟、潟湖、河口、塩性湿地、ヨシ原等、多様な自然要素が比較的狭い地域の中に集中しており、当該区域は、渡り鳥にとって好適な採餌及び休息のための条件が整っていることから、仙台海浜鳥獣保護区の中でも、特に渡り鳥の飛来数が多い区域である。

このように、当該区域は、仙台海浜鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥類の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ・ 集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始め多くの渡り鳥の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
- ・ 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- ・ 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元 NGO、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

3 特別保護区の面積内訳

別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、関上漁港に掛かる広浦橋の南側約 2 km に渡って位置し、そのすぐ北には関上漁港が位置する。

イ 地形、地質等

当該区域は、仙台湾岸地域に位置し、仙台平野の名取川の下流部一帯に形成された海浜地帯で、増田川の下流域にも位置している。名取市の海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等と人工的に造林されたクロマツ海岸林があり、その内側に、海岸線に沿って貞山堀（運河）が掘られている。

ウ 植物相の概要

当該区域では、コウボウムギ、コウボウシバ、ケカモノハシ、オニシバ、ハマヒルガオ、ハマニガナ、ハマボウフウ等の海岸の波打ち際に近く、砂の移動の激しい場所に生育する種類、ハマナス等のやや安定した砂丘地帯に生育する種類、シオクグ、ウンラン等の干潟周辺に生育する種類、ヨシ等の河口周辺や干潟の後背地、所々にみられる低湿地に生育する種類の植物が特徴的である。

エ 動物相の概要

当該区域では、冬鳥では、キンクロハジロ、ハマシギ等の渡来が確認され、夏鳥では絶滅危惧ⅠＢ類のコアジサシ、コチドリ等の生息が確認されているほか、猛禽類ではミサゴ、準絶滅危惧のオオタカ、絶滅危惧ⅠＢ類のチュウヒ、準絶滅危惧のハヤブサ等の生息も確認されている。

哺乳類ではホンドキツネ、ホンダヌキ、ホンDOIタチの２科３種の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表２のとおり。

イ 獣類

別表３のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域において、農林水産物への被害は発生していない。

5 施設整備に関する事項

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 5 本 |
| (2) 案内板 | 1 基 |

別表 1 広浦特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			広浦特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積	7,596 ha	3238 ha	10,834 ha	- ha	47 ha	47 ha	ha	ha	ha
林 野	339 ha	158 ha	497 ha	- ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
農耕地	149 ha	32 ha	181 ha	- ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
水 面	6,668 ha	2947 ha	9,615 ha	- ha	46 ha	46 ha	ha	ha	ha
その他	440 ha	101 ha	541 ha	- ha	1 ha	1 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			広浦特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国有地	315 ha	-56 ha	259 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
国有林	179 ha	42 ha	221 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	179 ha	26 ha	205 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	174 ha	26 ha	200 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	174 ha	26 ha	200 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	5 ha	0 ha	5 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	16 ha	16 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	136 ha	-98 ha	38 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
財務省所管	ha	2 ha	2 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国土交通省所管	ha	25 ha	25 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
農林水産省所管	ha	1 ha	1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	ha	2 ha	2 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	136 ha	-128 ha	8 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	224 ha	115 ha	339 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
都道府県有地	82 ha	-26 ha	56 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	46 ha	-13 ha	33 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	46 ha	-13 ha	33 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	3 ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	36 ha	-16 ha	20 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	142 ha	141 ha	283 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	68 ha	24 ha	92 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	68 ha	24 ha	92 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	6 ha	6 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	74 ha	111 ha	185 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	389 ha	232 ha	621 ha	ha	1 ha	1 ha	ha	ha	ha
制限林地	39 ha	98 ha	137 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	39 ha	98 ha	137 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	7 ha	-3 ha	4 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	343 ha	137 ha	480 ha	ha	1 ha	1 ha	ha	ha	ha
公有水面	6,668 ha	2,947 ha	9,615 ha	ha	46 ha	46 ha	ha	ha	ha
計	7,596 ha	3,238 ha	10,834 ha	ha	47 ha	47 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			広浦特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
自然環境保全法による地域	211 ha	251 ha	462 ha	ha	42 ha	42 ha	ha	ha	ha
（仙台湾海浜自然環境保全地域）									
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	211 ha	251 ha	462 ha	ha	42 ha	42 ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	ha	3 ha	3 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	3 ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	137 ha	-15 ha	122 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
（国指定記念物 特別名勝 松島）									

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 広浦特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
カモ	カモ	コブハクチョウ	—	外来
		○ ハシビロガモ	—	冬鳥
		○ オカヨシガモ	—	冬鳥
		ヨシガモ	—	冬鳥
		○ ヒドリガモ	—	冬鳥
		○ カルガモ	—	留鳥
		○ マガモ	—	冬鳥
		○ オナガガモ	—	冬鳥
		○ コガモ	—	冬鳥
		○ ホシハジロ	N T	冬鳥
		○ キンクロハジロ	V U	冬鳥
		○ スズガモ	N T	冬鳥
		○ ホオジロガモ	—	冬鳥
		ミコアイサ	—	冬鳥
		○ カワアイサ	—	冬鳥
		○ ウミアイサ	—	冬鳥
		○ キジ	—	留鳥
キジ	キジ	○ キジ	—	留鳥
カッコウ	カッコウ	○ カッコウ	—	夏鳥
ハト	ハト	○ キジバト	—	留鳥
ツル	クイナ	○ バン	V U	夏鳥
		○ オオバン	—	留鳥
カイツブリ	カイツブリ	○ カイツブリ	—	留鳥
		アカエリカイツブリ	—	冬鳥
		○ カンムリカイツブリ	—	留鳥
		ミミカイツブリ	—	冬鳥
		○ ハジロカイツブリ	—	冬鳥
チドリ	チドリ	○ ムナグロ	V U	旅鳥
		ダイゼン	—	旅鳥
		○ コチドリ	—	夏鳥
		○ シロチドリ	V U	留鳥
		○ メダイチドリ	国際希少	旅鳥
	シギ	○ チュウシャクシギ	—	旅鳥
		オオソリハシシギ	V U	旅鳥
		キョウジョシギ	N T	旅鳥
		オバシギ	国際希少	旅鳥
		エリマキシギ	—	旅鳥
		キリアイ	—	旅鳥
		サルハマシギ	国際希少	旅鳥
		オジロトウネン	—	旅鳥
		ヒバリシギ	—	旅鳥
		○ トウネン	N T	旅鳥
		○ ミユビシギ	—	冬鳥
		○ ハマシギ	V U	冬鳥
		シベリアオオハシシギ	—	迷鳥
		オオジシギ	N T	旅鳥
		チュウジシギ	—	旅鳥
		タシギ	—	冬鳥
		○ ソリハシシギ	—	旅鳥
		○ イソシギ	—	留鳥
		クサシギ	—	旅鳥
		メリケンキアシシギ	—	旅鳥
		○ キアシシギ	—	旅鳥
		○ コアオアシシギ	—	旅鳥
		タカブシギ	V U	旅鳥
		○ アオアシシギ	—	旅鳥
	カモメ	○ ユリカモメ	—	冬鳥
		○ ウミネコ	V U	留鳥
		カモメ	—	冬鳥
		セグロカモメ	—	冬鳥
		○ オオセグロカモメ	E N	冬鳥
	ウミスズメ	○ コアジサシ	E N、国際希少	夏鳥
		ウトウ	—	留鳥
ミズナギドリ	ウミツバメ	クロコシジロウミツバメ	C R、国内希少	旅鳥
	ミズナギドリ	○ オオミズナギドリ	—	留鳥
カツオドリ	ウ	○ カワウ	—	留鳥

(別表 2) 広浦特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
ペリカン	サギ	ヨシゴイ	DD	夏鳥
		ゴイサギ	VU	留鳥
		○ ササゴイ	VU	夏鳥
		アマサギ	EN	夏鳥
		○ アオサギ	—	留鳥
		○ ダイサギ	—	留鳥
		○ コサギ	VU	留鳥
タカ	ミサゴ	○ ミサゴ	—	留鳥
	タカ	オオタカ	NT	留鳥
		チュウヒ	EN、国内希少	冬鳥
		○ トビ	—	留鳥
		○ ノスリ	—	留鳥
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	—	留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	○ チョウゲンボウ	—	留鳥
		○ ハヤブサ	NT、国内希少	留鳥
スズメ	モズ	○ モズ	—	留鳥
	カラス	カケス	—	留鳥
		○ ハンボソガラス	—	留鳥
		○ ハシブトガラス	—	留鳥
	シジュウカラ	○ シジュウカラ	—	留鳥
	ヒバリ	○ ヒバリ	—	留鳥
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ	—	留鳥
	ツバメ	○ ショウドウツバメ	—	旅鳥
		○ ツバメ	—	夏鳥
	ウグイス	○ ウグイス	—	留鳥
	ヨシキリ	○ オオヨシキリ	—	夏鳥
		コヨシキリ	NT	夏鳥
	センニュウ	シマセンニュウ	—	旅鳥
	セッカ	○ セッカ	—	夏鳥
	メジロ	メジロ	—	留鳥
	ミソサザイ	ミソサザイ	—	漂鳥
	ムクドリ	○ ムクドリ	—	留鳥
	ツグミ	クロツグミ	—	夏鳥
		アカハラ	—	冬鳥
		○ ツグミ	—	冬鳥
	ヒタキ	キビタキ	—	夏鳥
		○ ジョウビタキ	—	冬鳥
		○ イソヒヨドリ	—	留鳥
	スズメ	○ スズメ	—	留鳥
	セキレイ	○ ハクセキレイ	—	留鳥
	アトリ	○ ベニマシコ	—	冬鳥
		○ カワラヒワ	—	留鳥
	ホオジロ	○ ホオジロ	—	留鳥
		○ ホオアカ	—	夏鳥
		○ カシラダカ	EN	冬鳥
		ミヤマホオジロ	—	冬鳥
		ノジコ	NT	夏鳥
		○ アオジ	—	留鳥
		クロジ	—	漂鳥
合計	14 目	37 科	114 種	

(注)

- データは国指定鳥獣保護区管理員報告書（令和3年度～令和7年度）、日本野鳥の会宮城県支部による調査結果（令和2年1月～令和7年7月）、モニタリングサイト1000 ガンカモ類調査の結果及び文献データに拠る。
- データには山階鳥類研究所の許諾（許可番号：山階保全第7-97号）を得た標識放鳥・回収データが含まれている。
- 鳥類の目・科・種及び配列は、「日本鳥類目録 改訂第8版」（日本鳥学会、2024年）に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
環境省第5次レッドリスト
CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣または天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥、漂鳥または迷鳥の別を記載した。データは「みやぎの風にのって」（宮

城県、平成6年）を参考に、仙台海浜周辺の生息状況に合わせて記載した。外来鳥類は外来と記載した。

（別表3）広浦特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
ネコ	イヌ	○ ホンドタヌキ	—	
		○ ホンドキツネ	—	
	イタチ	○ ホンドイタチ	—	
合計	1 目	2 科	3 種	

（注）

1. データは国指定鳥獣保護区管理員報告書及び補足調査結果に拠る。
2. 哺乳類の目・科・種及び配列は、「日本野生鳥獣目録」（環境省自然環境局野生生物課、平成14年7月）に拠った。
3. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。

国指定仙台海浜鳥獣保護区 位置図

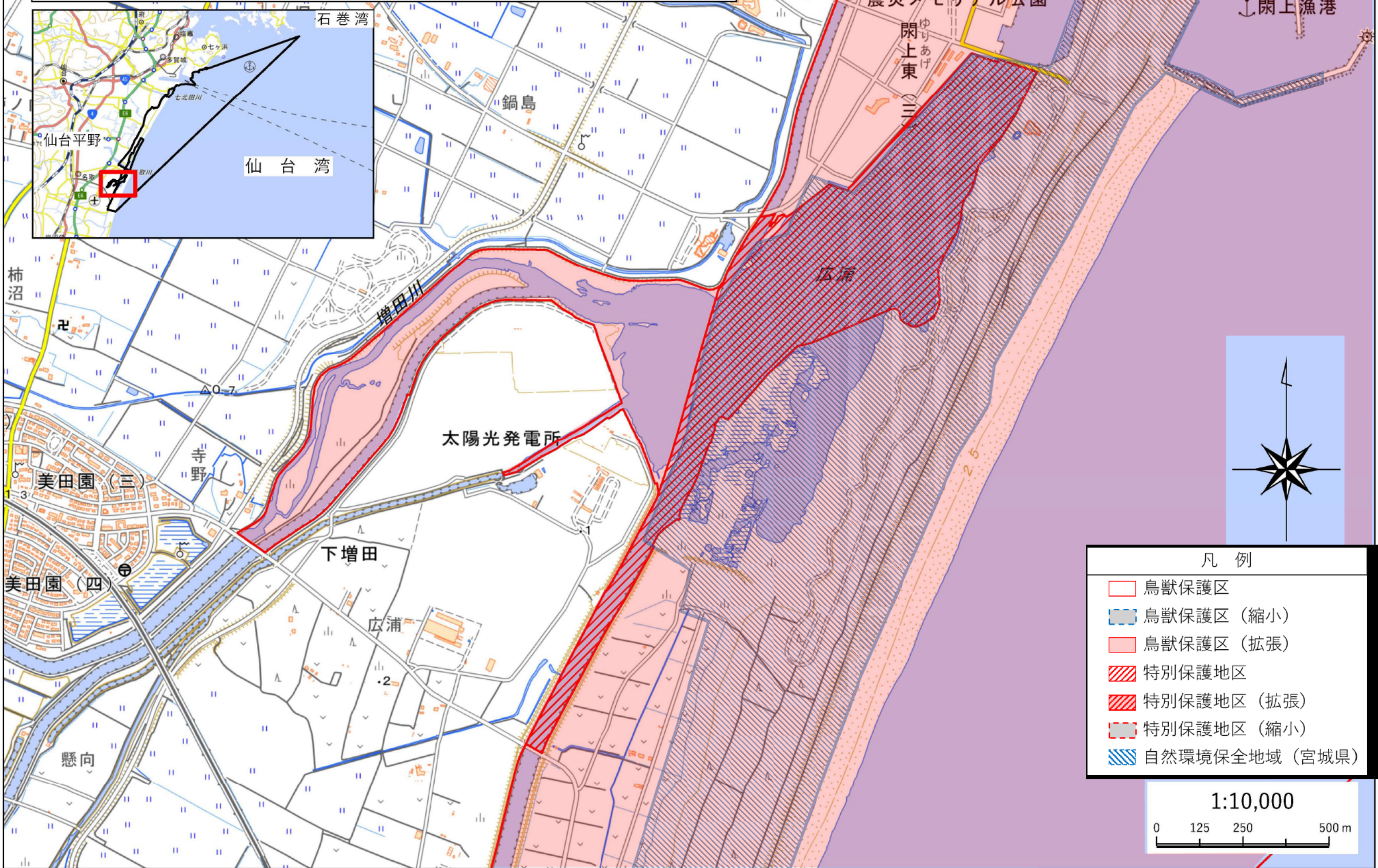


国指定仙台海浜鳥獣保護区

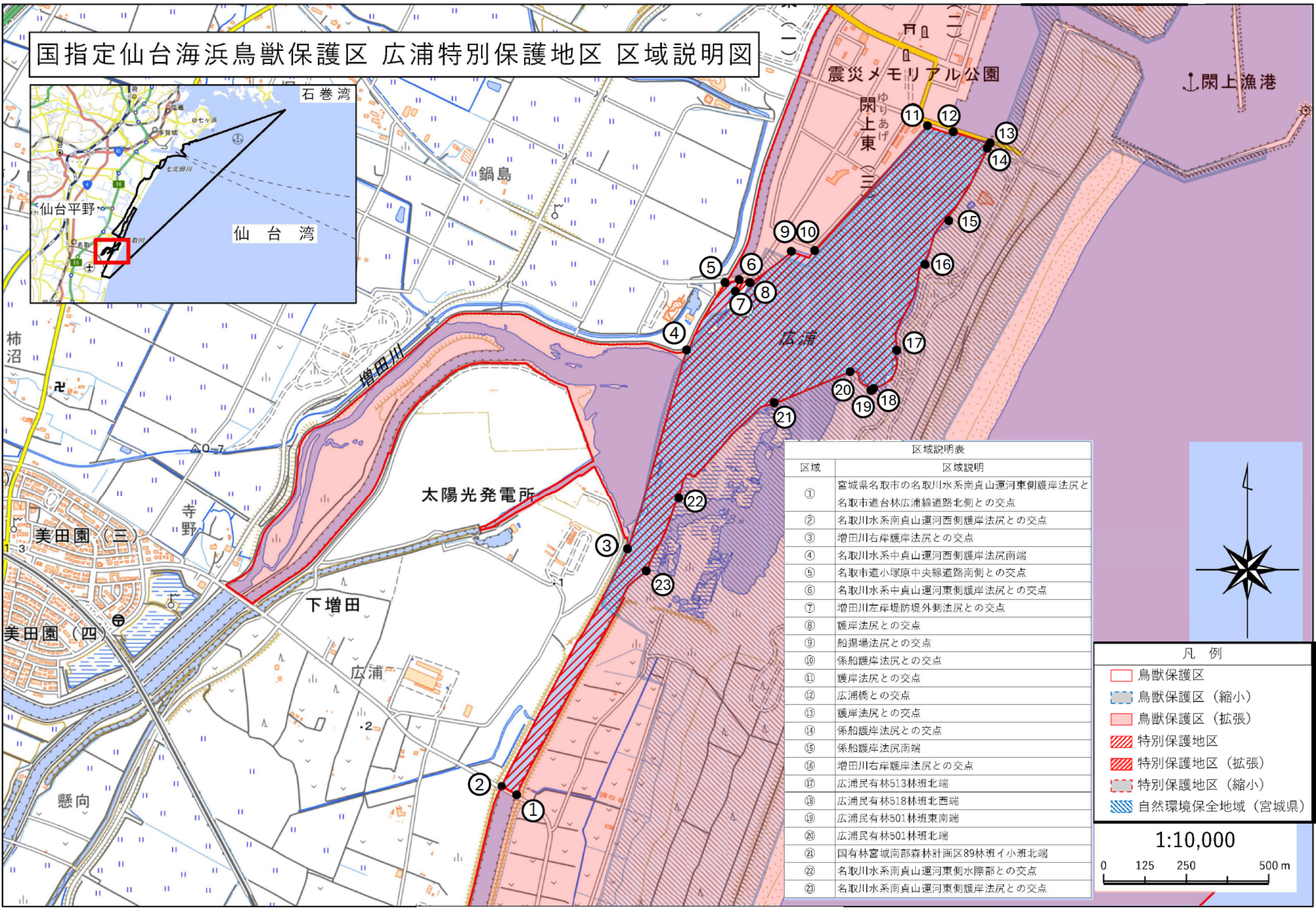
凡 例

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区（縮小）
- 鳥獣保護区（拡張）
- 特別保護地区
- 特別保護地区（拡張）
- 特別保護地区（縮小）
- 自然環境保全地域（宮城県）
- 市町村界

国指定仙台海浜鳥獣保護区 広浦特別保護地区 区域図



国指定仙台海浜鳥獣保護区 広浦特別保護地区 区域説明図



区域説明表	
区域	区域説明
①	宮城県名取市の名取川水系南貞山運河東側護岸法尻と名取市道台林広浦線道路北側との交点
②	名取川水系南貞山運河西側護岸法尻との交点
③	増田川右岸護岸法尻との交点
④	名取川水系中貞山運河西側護岸法尻南端
⑤	名取市道小塚原中央線道路南側との交点
⑥	名取川水系中貞山運河東側護岸法尻との交点
⑦	増田川左岸堤防堤外側法尻との交点
⑧	護岸法尻との交点
⑨	船揚場法尻との交点
⑩	係船護岸法尻との交点
⑪	護岸法尻との交点
⑫	広浦橋との交点
⑬	護岸法尻との交点
⑭	係船護岸法尻との交点
⑮	係船護岸法尻南端
⑯	増田川右岸護岸法尻との交点
⑰	広浦民有林513林班北端
⑱	広浦民有林518林班北西端
⑲	広浦民有林501林班東南端
⑳	広浦民有林501林班北端
㉑	国有林宮城南都森林計画区89林班イ小班北端
㉒	名取川水系南貞山運河東側水際部との交点
㉓	名取川水系南貞山運河東側護岸法尻との交点

凡 例

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区 (縮小)
- 鳥獣保護区 (拡張)
- 特別保護地区
- 特別保護地区 (拡張)
- 特別保護地区 (縮小)
- 自然環境保全地域 (宮城県)

